

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 7 年 1 月 1 0 日
担 当 課	道路建設課

契約業者名・住所	株式会社富士技術サービス ・ 千葉県野田市尾崎 3 2 番地 1
工事等の名称	新松戸七丁目道路ネットワーク整備事業に伴う家屋事後調査業務委託
工事等の場所	松戸市新松戸七丁目地先
種 別	測量・コンサルタント部門の補償「物件」「事業損失」「補償関連」「総合補償」
工事等期間	令和 7 年 1 月 1 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
契約金額	4, 6 2 0, 0 0 0 円
工事等の概要	地盤変動影響調査等（事後調査、算定、費用負担の説明等）
随意契約の理由	本委託業務は、主 2－7 号道路整備工事（神明掘架橋工事）に伴う地盤変動により影響を受ける家屋に対して、損害等の確認及び補償費算定するため、工事完了後の建物調査等を実施するものです。 業務の実施においては、過去に工事差止の訴訟があり、令和 3 年に和解後、「新松戸七丁目道路ネットワーク整備事業物件調査等業務委託」において家屋の事前調査等を併せて実施した経緯があります。 請負業者の選定にあっては、過去の経緯を踏まえ、業務の進め方についても本市と共通の理解が図られていることが求められます。本事業の業務内容を熟知し、調査対象者の家屋事前調査を実施した「株式会社富士技術サービス」が、唯一の担い手と思慮されることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約とするものです。